

近代における青森県下北漁村をめぐる漁場紛争の展開

—尻屋の事例—

The Development of the Disputes about Fishery Grounds of a Fishing Village
in Shimokita Region of Aomori Prefecture in Modern Periods

—The Case of Shiriya—

小岩 信竹

KOIWA Nobutake

要 旨

明治期における日本の漁業制度改革と漁村での漁業紛争が密接な関係にあることは、これまで指摘されている。しかし、漁業制度整備が実際に漁業紛争、特に漁場紛争にどのように関わったのかは明らかではない。本稿はこの問題点を、青森県の尻屋を例として、実際の漁場紛争を見ることによって解明しようとするものである。研究の結論は以下のとおりである。

尻屋は隣接する尻労、岩屋と比べて、耕地や山林も少なく、漁業のみで生活する集落であった。このため、漁業上の権益に執着し、紛争も多かった。漁場紛争の展開を振り返れば、地域の漁業をめぐる制度的な変遷に影響されるところが大きく、制度上の転換が起こるたびに集落として迅速に対応し、自己の権益を主張した。即ち、集落管内にある隣接集落の入会地を自らのものとしたという主張である。尻屋にとって漁業の利害は山林の利害とともに、集落全体の問題であった。このため、集落をあげて隣接する集落との紛争に対応した。旧藩時には盛岡南部藩に漁場取り戻しを訴えていたが、青森県の支配下に入ると、地租改正や海面官有宣言の時期など、制度変革が行われるたびに集落をあげて権益を擁護すべく主張を繰り返した。その訴えの相手は青森県であった。漁業組合組織である東北外海漁業組合は、漁業権の新たな申請に影響力を行使したが、集落間の漁場紛争には係わった形跡がない。

漁業法の制定と施行は漁場紛争に大きな影響を与えた。漁業権の確定は紛争での主張を固定化するものであり、入会権も共同専用漁業権に含まれ、紛争は決着せざるを得なかった。尻屋にとっては漁業の権益は集落全体の利害であったのだが、山林の利害も合わせて変化したことが注目される。漁業法の施行以後は、集落の漁業に関する利害の代弁者は漁業組合になった。この点は尻屋をカバーしていた漁業組合準則に基づく、漁業法成立以前の漁業組合が郡レベルの広域的な漁業組合であったことが影響している。

【キーワード】 近代漁村、漁場紛争、漁業組合、漁業法、共同体

1. はじめに

明治期における日本の漁業制度改革と漁村での漁業紛争が密接な関係にあることは、これまで指摘されている⁽¹⁾。即ち、漁業法成立以前から漁業紛争は頻発しているが、それらの紛争と海面借区制の施行や漁業組合準則の制定も密接な関係があり⁽²⁾、また漁業法制定と漁業紛争の関わりもあると指摘されている。漁業法に関しては、『農林水産省百年史』が明治漁業法成立の出発である村田保の帝国議会への漁業法案の提出理由を説明しているが、それらは水産物の繁殖保護を図ること、漁場紛争を取り締り、調整すること、漁業の法体制を整備することの3点であった⁽³⁾。ここで、漁業紛争のなかでも漁場をめぐる紛争の解決を目指していたことが注目される。また、明治期の漁業法について体系的に研究を行った青塚繁志氏は、明治20年代の漁業紛争はそれまでの反封建闘争の性格を変化させ、旧漁法漁業の漁場独占に対して新興ブルジョアジーが分割、解放を求めたものと、新興漁村と旧支配漁村の対立や生活難などからくる漁場争奪による部落対立をひき起こしたものが相半ばし、その解決のために新たな漁業法体系が必要とされたとしている⁽⁴⁾。即ち明治20年代には漁場紛争とその解決が重要になってくるという。この指摘はもっともであるが、漁業制度整備が実際に漁場紛争にどのように関わったのかは明らかではない。本稿はこの問題点を、実際の漁場紛争を見ることによって解明しようとするものである。

ところで、漁場紛争は村落の内外の漁民組織と密接な関係があるが、そうした組織はこれまで漁村共同体として把握されてきた。漁村共同体に関しては、これまで特に近世期について地方統治制度の変化や、流通を握る商人による支配のあり方の変化が解明されている⁽⁵⁾。また、近世の漁業紛争と村落内の共同体の関係について、特に共同体同士の関係を解明する研究が行われている⁽⁶⁾。明治期以後については、漁村の共同体的性格が封建制をどの程度克服しているのか、封建支配の延長上にあるのか等の問題点について研究されてきた⁽⁷⁾。筆者自身も近代以後の漁業制度の中心であり、漁民組織である漁業組合に着目し、漁業法の特質を解明しようとする観点から、漁業組合準則に従った漁業組合と、漁業法成立以後の漁業組合の異同を論じた⁽⁸⁾。その結果によれば、確かに漁業法の成立を画期として、漁業組合の性格に変化が生じたが、漁業組合準則に基づく漁業組合は地域差が大きく、広域的な大規模な組合から地域に密着した組合までの多様な漁業組合があり、小規模な漁業組合は地域に密着した活動をしていたことがわかった。また大規模な漁業組合も、管轄する地域の漁業のあり方に強い影響力を持っていた。以下、本稿はこうした研究史を踏まえて、一つの漁業集落とそこで形成された漁民組織に注目し、漁場紛争と漁業制度の変化の関わりを見ていく。本稿は一つの集落に注目するが、その対象集落は青森県下北郡東通村尻屋である。尻屋が所在する下北の東岸域には東北外海漁業組合という大規模な漁業組合準則に基づく漁業組合が所在した。この点で対象地域は、漁業法の成立をきっかけとして大規模な漁業組合から地域に密着した小規模場漁業組合に一変した地域の例であるといえる。

なお尻屋に関しては、地域に注目する研究は昭和戦前期以来続けられてきている。尻屋は、昭和初年以来、集落の共同体的な性格が注目され、多くの調査報告や論考が発表されてきた⁽⁹⁾。近年の尻屋研究史のまとめである小熊建・小池淳一両氏の論考によれば、当初、尻屋に付された原始共產制村落という特徴づけは、その後調査されて修正されていったという⁽¹⁰⁾。しかし、それにも拘わらず、研究の主流が農村の同族団に中心的な視点を置くようになったこともあり、「尻屋という漁村をとらえる視座が十分に発達してこなかった憾みがあるのではないか」⁽¹¹⁾という。このことは尻屋を含む下北地方が九学会連合調査の対象とされるなど、多くの調査が行われたものの、漁業

に関する調査が乏しいことを示している⁽¹²⁾。そして「磯物採集という漁業のあり方とそれを補完するさまざまな生業生産活動の評価と位置づけが必要」⁽¹³⁾であると結論づけている。なお、小熊・小池両氏の研究史整理の後、林研三氏による尻屋の漁業研究の論考も現れており、その共同体の性格が解明されている⁽¹⁴⁾。本稿は漁業集落の共同性自体を問題にするのではなく、漁業集落の共同性が漁業制度によって如何に規定されているのかを漁場紛争を介して問題にする。尻屋集落は明治22年までは一つの村であった。尻屋は隣接する漁業集落である尻労、岩屋と近世以来漁場紛争を抱えており、その紛争は折に触れて発生した。なお以下の考察で利用する資料は『尻屋漁業協同組合文書』⁽¹⁵⁾を中心とし、関連資料を交えていくことにする。

2. 近代の尻屋漁業

1) 近代初頭の尻屋

最初に、青森県の職員であった成田邦彦が明治18年に編纂した『青森県水産誌』により、尻屋及び尻屋と関係が深く、漁場紛争の相手であった尻労、岩屋について漁村の様相を見ておこう。なお明治18年時点では尻屋、尻労、岩屋はいずれも村であったが、明治22年に周辺の村と共に合併し、東通村の大字になった。まず、尻屋村については次のように書かれている。

本村ハ尻労村ノ東北壺里ニアリ右側及背後ハ高山ヲ以テ裏ミ東海ニ面ス海中ニ突出セル岬ヲ尻屋岬ト名ク隣村尻労村ノ界ナリ漁場ハ本村字根子島ヨリ字赤坂川迄ヲ区域トシ壺村共有トス海底ノ景状岩礁多クシテ石花菜、昆布、海蘿等ノ藻類ヲ生ス又漁魚ノ種類ハ鱈、油目、石決明、鮎等ニ過キス尻屋岬ニハ海狗、膾膾ノ海獣ヲ産ス本村ハ本郡半島東北隅ノ極端ニシテ西南ハ高山ヲ仰キ又海岸ハ岩石羅布海中暗礁多ク船舶ノ泊スヘキ港湾ナク所謂尻屋ノ難所ナルヲ以テ水陸運搬総テ不便ナリ

戸数二十有余戸漁業ニ従事スルモノ六十余名⁽¹⁶⁾

これによれば、尻屋は航海の難所で水陸交通が不便な漁村であった。次に尻屋村の隣接村である尻労村を見よう。尻労村については次のように書かれている。

本村ハ猿ヶ森村ノ北ニアリテ東海ニ面シ背後ニ山ヲ負フ北ノ方海中ニ突出セシハ尻屋岬ニシテ岬ニ連続セル海湾ハ岩礁多ク種々ノ海草ヲ生ス漁場ハ従来本村及尻屋、岩屋ノ三ヶ村入会漁業スルノ旧慣ナリシカ明治九年中争論ヲ生シ本村ノ漁場ハ前浜字小玉野ヨリ字干波間崎迄凡八町ノ所ヲ以テ共有ト定メ又クチラ石迄拾町余ノ所ヲ以テ本村及尻屋村ノ入会漁場ニ定ム海産魚介藻ニハ鱈、藻魚、(アブラメ)、章魚、石決明、昆布、海蘿、石花菜等ノ産アリコノ辺漁期ハ石決明ハ九月ヨリ翌年二月中トス昆布ハ夏土用ヲ以テ採取ス海蘿ハ四月下旬ヨリ五月中ニ渉ル戸数三十余戸漁業ニ従事スルモノ五十余人⁽¹⁷⁾

尻労村の戸数は尻屋村より多いものの、漁業従事者は尻屋より少ない。また、尻労村と尻屋村は入会漁場を持ち、かつ紛争があつて漁場が変化したことが記されている。次に同じく尻屋の隣接村である岩屋村について見よう。岩屋村については次のように書かれている。

本村ハ尻屋岬ヲ繞リテ西二里ニアリ南ハ原野ニシテ北海ニ臨ム漁場ハ古来尻屋、尻労三ヶ村

ノ入会ナリシカ近年其間ニ争論ヲ生シ明治十一年本村前浜字貫部川ヨリ字赤坂川迄ヲ本村ノ共有ニ又物見崎沖中石迄五十間ノ間ヲ尻屋村ノ入会ニ定ム庭面概ネ岩石ナレトモ所ニヨリ砂地アリ魚介類ニハ鱧、比目魚、油目、藻魚（アヲ）、鱈、章魚、石決明、海栗等ヲ産ス藻類ニハ昆布、海蘿、海苔、若布、（サルメ）等ヲ生ス

近年本村ニ於テ森某ナルモノアリ東京浅草海苔ニ擬シテ海苔ヲ製造セシニ随分佳良ノ品ヲ出セリ若シコノ製造ヲシテ益改良ヲ加ヘシメバ県下一ノ産ヲ増加スルニ足ルヘシ⁽¹⁸⁾

ここにも尻屋村との漁場紛争と入会漁場の記載がある。また、海苔に関して、佳良な製品を産出していたことも記載されている。

ところで、尻屋や尻労、岩屋がある下北地方には明治 23 年に東北外海漁業組合が成立したが、この漁業組合は広範囲な組合であり、地域に密着していたとは言えなかった。次いで明治 34 年の漁業法成立時点では、尻屋漁業組合が成立した。隣村の尻労や岩屋にも漁業組合ができた。ここで、明治 7 年の尻屋村に所在する漁船を見ておこう。「漁船書上帳」は表 1 のとおりである。

表 1 尻屋村漁船書上帳

番号	分類	税金（銭）	長さ（間）	所有者名
1	漁船	20	2	寺道吉太郎
2	同上	20	2	同人
3	同上	20	2	鉄砲金右衛門
4	同上	20	2	三上末吉
5	同上	20	2	住吉六助
6	同上	20	2	同人
7	同上	20	2	駒谷善七
8	同上	20	2	同人
9	同上	20	2	道端五右衛門
10	同上	20	2	住吉勘右衛門
11	同上	20	2	三国善藏
12	同上	20	2	同人
13	同上	20	2	石田甚之丞
14	同上	20	2	住吉佐二兵衛
15	同上	20	2	坂下三十郎
16	同上	20	2	石田久兵衛
17	同上	20	2	濱通作十郎
18	同上	20	2	同人
19	同上	20	2	濱通孫助
20	同上	20	2	同人
21	同上	20	2	川向勘十郎
22	同上	20	2	中賀與平治
23	同上	20	2	同人
24	同上	20	2	南谷三右衛門
25	同上	20	2	杉本弥之丞
26	同上	20	2	同人
27	同上	20	2	中村與十郎
28	同上	20	2	同人
29	同上	20	2	石田清九郎
30	同上	20	2	住吉小兵衛
31	同上	20	2	坂本十右衛門
32	同上	20	2	同人
33	同上	20	2	榎谷源左衛門

（出典）『尻屋村控』

表2 尻屋村移出物資

品目	単位等	明治 32	33	34	35	36	37	38
アワビ	数量 (斤)	9,500	6,572	6,885	7,780	651	722	8,500
	金額 (円)	5,035	2,956	4,131	5,524	495	3,606	5,993
	仕向地	函館	函館	函館	函館	函館	函館	函館
フノリ	数量 (斤)	73,875	74,700	75,375	76,500	75,000	78,750	80,250
	金額 (円)	5,122	5,279	5,025	5,100	5,100	5,250	5,136
	仕向地	函館	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟
コンブ	数量 (石)	125	210	—	250	220	60	350
	金額 (円)	1,025	1,975	—	1,875	1,540	440	3,150
	仕向地	函館	函館	—	函館	函館	函館	函館

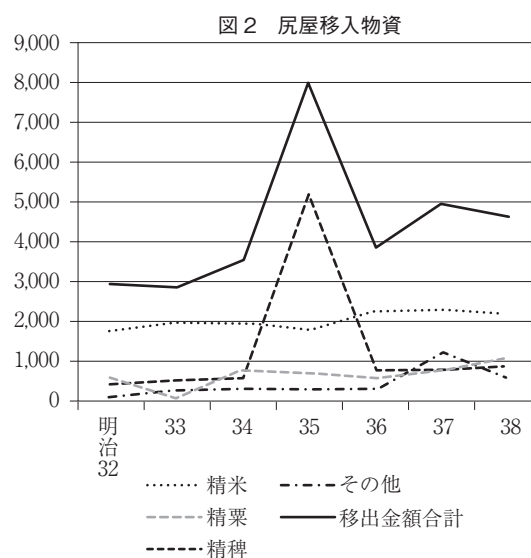
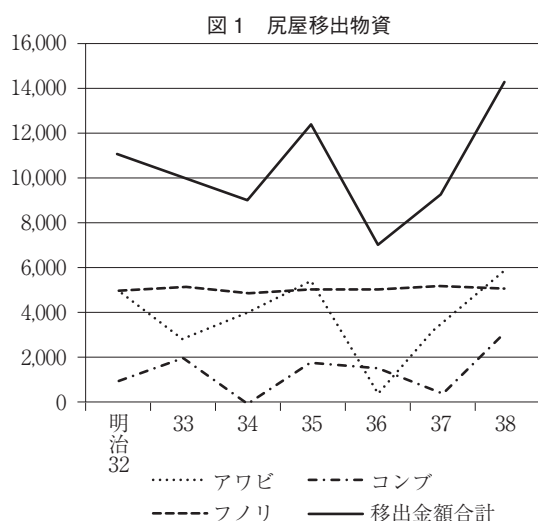
(出典)「尻屋区長より東通村役場宛て報告書」

表3 尻屋移入物資

品目	単位等	明治 32	33	34	35	36	37	38
白米	数量 (俵)	320	250	360	316	380	380	355
	金額 (円)	1,792	1,978	1,980	1,812	2,280	2,280	2,237
	仕出地	庄内、函館	庄内、函館、新潟	庄内、新潟	庄内、新潟	庄内、函館、新潟	函館	庄内、新潟
精粟	数量 (俵)	85	90	95	98	115	118	125
	金額 (円)	453	527	561	5,179	713	735	813
	仕出地	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸
精稗	数量 (俵)	93	110	123	115	89	120	170
	金額 (円)	588	99	738	690	561	744	1,054
	仕出地	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸	八戸
大豆	数量 (俵)	—	—	—	65	—	—	—
	金額 (円)	—	—	—	195	—	—	—
	仕出地	—	—	—	八戸	—	—	—
塩	数量 (俵)	150	125	170	—	130	985	135
	金額 (円)	127	119	153	—	124	980	270
	仕出地	函館	函館	函館	—	函館	函館	青森
筵	数量 (束)	—	160	120	120	130	150	180
	金額 (円)	—	136	84	102	130	150	180
	仕出地	—	青森	青森	八戸	青森	青森	青森
玉砂糖	数量 (斤)	—	—	150	—	400	—	—
	金額 (円)	—	—	48	—	62	—	—
	仕出地	—	—	新潟	—	新潟	—	—

(出典)「尻屋区長より東通村役場宛て報告書」

注1) 上記以外に明治37年に半紙を1,000丁、35円函館より、明治38年に蠟燭を33貫、72円、新潟より移入している。



これによれば、明治7年に尻屋村には33艘の漁船があり、その所有者数は23名である。2艘所有者が10名いる。漁船はいずれも長さ2間で、磯漁用の小舟である。なお、尻屋を含めた下北の漁村は商品流通と無縁かといえばそうではない。江戸時代において下北は南部藩領であったが、下北は田名部の山本理兵衛が水産物の流通を担っており、俵物の集荷をしていたという⁽¹⁹⁾。明治期に入ると、南部藩の支配力は失われるが、漁業集落の商品生産力自体は消え去っていなかった。

2) 尻屋の発展

尻屋では伝統的な採貝藻漁業が盛んであり、その傾向は近代を通じて変わらないが、近代漁業の導入も試みられている。まず、明治30年代の尻屋における商品移出入を見て、明治中期の尻屋をめぐる商品経済の進展度を確認しておこう。初めに尻屋からの移出物資を見よう。その内容は表2のとおりである。これによれば、明治32年から38年にかけて尻屋からの移出物資は海産物であり、フノリ、アワビ、コンブがその品目である。このうちアワビは年によってはフノリを金額で超えることもあったが、移出量が不安定である。一方、フノリは安定的で金額も多い移出物資であったといえる。コンブはフノリ、アワビに比べれば金額が少ない。移出量は収穫量と対応していたと考えられるので、アワビの収穫量が不安定であったものと思われる。次に移入物資を見れば表3のようになっている。これによれば、食糧を中心とする必要物資を八戸ほかの青森県内各地や、函館、庄内、新潟等から移入していた。

ここで、移出物資、及び移入物資の金額のみをもう一度確認しよう。それは図1、及び図2のようになっている。移出金額及び移入金額はそれぞれ合計金額を示しているが、図1、図2を見ると、移出金額が移入金額を上回っていることがわかる。尻屋は明治30年代において、水産物を移出し、集落で必要とする物資を移入してなお、余りある水準であったといえ、自立可能な漁業集落であったといえる。

もう一つ、尻屋をめぐる経済的な環境を考えるために、明治30年代の尻屋に出入した船舶のトン数、石数を確認しておこう。それは表4のとおりである。

表4 尻屋出入船舶

	年	明治32		33		34		35		36		37		38	
		艘数	トン数	艘数	トン数	艘数	トン数	艘数	トン数	艘数	トン数	艘数	トン数	艘数	トン数
西洋型船	内訳														
	商船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	避難船(汽船)	3	1,800	4	2,300	3	1,700	6	3,400	5	2,100	7	4,500	10	6,700
	避難船(帆船)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3	1,800	4	2,300	3	1,700	6	3,400	5	2,100	7	4,500	10	6,700
和船	内訳														
	商船(帆船)	20	1,200	23	1,390	25	1,500	28	1,680	31	1,900	38	2,580	47	2,860
	漁船(帆船)	50	1,520	54	1,620	57	1,710	60	1,820	65	2,000	72	2,180	86	2,570
	避難船(帆船)	10	620	8	490	11	610	9	550	13	720	15	840	16	920
		合計	80	3,340	85	3,500	93	3,820	97	4,050	109	4,620	125	5,600	149

(出典)「尻屋区長より東通村役場宛て報告書」

これによれば、西洋型の船舶の営業目的の出入はなく、入港した西洋型船舶は避難目的の船舶であった。また和船に関しては商船、漁船ともに出入があり、そのなかには避難目的の船舶もあったが、その比率は多くなかった。また30年代を通じて、漁船が商船を上回っていた。

3) 近代における漁業の諸相

それでは、このような尻屋では単純な採貝藻による漁業だけが行われていたのかといえそうではない。採貝藻は集落を支える基幹的な漁業であったが、それ以外の漁業、とりわけ近代漁業の発展も模索された。その点を以下に見よう。漁業技術の改良については青森県の指導があった。青森県は明治25年に千葉県からカツオ漁業の技術導入を計り、改良漁船を建造し、また漁業教師を招聘し、下北の各地で指導した⁽²⁰⁾。次に同じく明治25年から佐渡のイカ釣り漁業技術の導入を計り、教師を招聘して青森県内各地で指導した。尻屋、尻労、岩屋には明治25年に安田三蔵が招聘され、翌26年には高野長三郎が招聘されて指導した⁽²¹⁾。この結果、青森県のイカ漁獲技術が向上し、尻屋、尻労、岩屋等でもイカの漁獲が増え、スルメの生産額が増加した⁽²²⁾。例えば、明治28年10月の尻屋のスルメ生産量は5,000斤、生産額は500円であった⁽²³⁾。

次に、尻屋での近代漁業展開に関する資料により、その実態を見ておこう。まず、明治30年にサメ沖釣漁業実施のための契約証が尻屋総代人と三国末八の間で交わされている。それは以下のものである。

印紙 契約証

今般鮫釣沖漁相営候ニ付キ左之項目ヲ以テ満七ケ年ヲ限り契約致候則チ

第一項 貴殿沖釣漁業致候ニ付キ当尻屋私有地内字赤坂川地所及同澗川内使用ノタメ貸付ヘキコト

第二項 前記ノ地所及澗内使用年限中貴殿ニ於テ不便ヲ感シ澗内ノ修繕又ハ川普請新地所小屋掛等ハ当地元立合ノ上普新(ママ)修繕スヘキコト

第三項 前記貸附候地所及澗内等ハ貴殿ニ於テ使用中無報酬ニテ貸附スベキコト

但シ使用年限中修繕普新(ママ)シタル澗内及川等ハ貴殿休業シタルトキハ其儘当地元ニ返付スヘキコト

左之通満七ケ年ヲ限り貸借上契約致候ニ付キ各一通ツ、所持シ置クモノナリ

下北郡東通村大字尻屋

総代人

明治三十年七月十六日

梶谷金蔵 印

同郡同村大字野牛又

古野牛川

三国末八 印⁽²⁴⁾

これにより、三国末八はサメ釣漁業という新たな漁業に乗り出すことがわかるが、三国末八は翌明治31年に改良鯉船を借りている。その証書は以下のものである。

印紙 漁船借受約定証

一千葉県改良鯉釣船 壹艘

此所有主尻屋寺道吉松

一明治三十一年度ヨリ向フ七ケ年中間中毎年金拾円宛三国末八ヨリ寺道吉松へ右船貸借金トシテ支払フベキコト

但シ七ケ年中万一漁船ニ破損等ヲ生スルモ毎年ノ入金ハ七ケ年中支払フベキコト
一漁船ニ関スル諸税金ハ三国末八ニ於テ納ムベキコト
但シ上納金ハ寺道吉松ニ渡スベキコト
右ノ条件ヲ以テ貸借致候所後日為念約定証書依テ如件

借主 古野牛川

明治三十一年三月廿五日

三国末八 印

貸主

寺道吉松殿⁽²⁵⁾

この証書によれば、尻屋の寺道吉松は千葉県からの技術導入によって造船された改良鯉釣漁船を所有していたが、三国末八はそれを借用し、漁業を行った。三国末八の漁業の実態は不明である。尻屋沖ではマグロ大謀網漁業が行われた。しかし、その免許を受けることは容易ではなかった。明治 33 年に尻屋の浜道徳松が申請した願いを見てみよう。それは以下のものである。

常置漁具使用漁業願

明治三十三年八月廿五日

一大謀網

壹統

一漁場 大字尻屋字黒岩崎沖合別紙図面ノ通

捕獲物 鮪外雜漁

営業時期 年々三月より十二月迄

右ハ明治廿五年二月県令第八号捕魚採藻取締規則ヲ遵守シ営業仕度候間御許可被成下度別紙
絵図面相添へ此段奉願候也

下北郡東通村尻屋廿六番戸

明治三十三

浜道徳松 印

青森県知事 宗像政 印⁽²⁶⁾

なお、この願いは「聞キ届難シ⁽²⁷⁾」として認可されなかった。この例は認可されなかった例であるが、こうした新しい漁業の実施についての願いは関連団体の承認を必要とした。下北にあっては地元漁業者団体に加えて東北外海漁業組合が関与した。明治 33 年の住吉與太の申請に対して東北外海漁業組合から問い合わせがあり、それに対して次の回答がなされている。

今般御照会之件奉敬承候然ルニ私義出願漁場ハ最モ入会海面ニ候へ共昨三十二年三月中新願
ノ 7 際慣行漁業並ニ入会漁業ニ妨害ヲ加ヘサル念書大字尻屋ニ渡シ置キ候ニ付右念書遵守ス
ヘキ限ハ入会漁業ニ関シ大字尻屋ヨリ故障成立スヘキモノニ無之儀ト被存候ニ付キ実事証明ノ
上及御回答候也

下北郡東通村大字尻屋

明治三十三年五月十六日

住吉與太

東北外海漁業組合

本部御中⁽²⁸⁾

ここで問題にされている漁業の種類は不明だが、漁業権の認定に漁業組合準則に基づく漁業組合

が関与していたことがわかる。なお、明治34年に、住吉與太と浜邊源三は大久保清八と山崎卯之助にマグロ漁業の漁場を貸し渡す契約を結んだ。その内容は以下のとおりである。

契約証

今般住吉與太、浜邊源三、大久保清八、山崎卯之助ト鮪網漁場貸借其他附帯之条件ニ付左之契約ヲ為ス

第一条 下北郡東通村大字尻屋地内字ウノトリ石鮪建網漁業場ヲ大久保清八、山崎卯之助ヘ明治三拾四年ヨリ同四十二年マテ貸渡スモノトス

第二条 右貸場料トシテケ年金參百五拾円ヲ右年限中借受人ノ（半金五月十五日 半金七月十五日）相渡スモノトス

但本条ノ貸渡料借人ノ勝手ニ寄休業スルト雖トモ契約ノ貸渡料ハ支払フヘキヲ尤モ本漁場ハ目下県庁江誓願中ニ付使用權ヲ生シタル後ニ於テ建込ヲナスモノトス⁽²⁹⁾
(以下略)

以上の記載に見られるように、この漁業については県庁に申請中ということであり実際の結果については不明である。なお資料によれば大久保清八は六ヶ所村、山崎卯之助は東通村田名部の住人であると記されている。こうした尻屋でのマグロ漁業は実際に許可され実施された。以下の資料がこのことを示している。

印紙 契約証

明治參拾九年拾壹月壹日附ヲ以テ下北郡東通村大字尻屋惣代申賀徳松同郡田名部町大字田名部川島源蔵同上熊谷善吉參名連署出願同四拾年參月壹日免許相受候大字尻屋藤石岬字トシトリ島鮪大謀網漁場ニ関シ左ノ条項ヲ契約ス

一代表者熊谷善吉ニ下付セラレタル免許状ニ対スル漁業權各自ノ持株ヲ左ノ通り相定メ官庁ニ登録申請スルモノトス

記

一五拾株 川島源蔵
一五拾株 熊谷善吉（以下略）⁽³⁰⁾

なお、尻屋では大正期にかけて原動機付漁船の導入が図られ、また政府からの漁船改良のための補助金も受領している。こうして尻屋においても近代漁業の展開が図られていった。

漁業法の成立後、昭和期に至るまで尻屋をめぐる経済環境は順調とはいえ、下北郡を含む青森県は大正2年の凶作以後、不況が続いた。このため青森県は凶作救済資金を用意した。尻屋は無利子で600円を借りた。この資金は本来農村に対する資金であったが、尻屋ではイカ釣り川崎船の建造資金に充てるとしている。その凶作救済資金は分割して貸し出された。その内訳は表5のとおりである。

表5 凶作救済資金貸付金額（尻屋）

貸付期限	金額（円）
大正7年9月21日迄	60
大正8年3月20日迄	60
大正8年9月30日迄	60
大正9年3月20日迄	60
大正9年9月20日迄	60
大正10年3月20日迄	60
大正10年9月20日迄	60
大正11年3月20日迄	60
大正11年9月20日迄	120
合計	600

（出典）「凶作救済資金借用証」⁽³¹⁾

3. 漁場紛争の展開

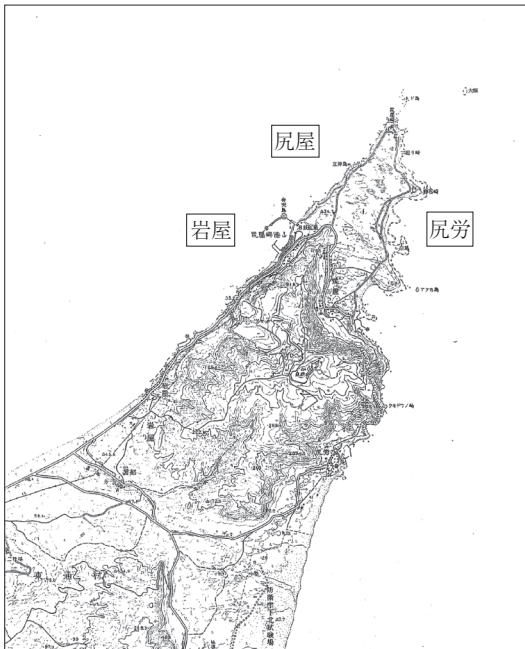
1) 近代の出発時点での漁場紛争

尻屋村はその自然環境の上から、漁業以外の生業が成り立たない村落である。なお、下北は江戸時代においては盛岡南部藩領に所属し、同藩の支配を受けていた。この尻屋村が管轄する沿岸域に隣村である尻労村、岩屋村の漁業権益が認められていることが紛争の出発点である。こうした入会の慣行は江戸時代からあり、尻労村に対しては大沢尻からねこ島までを貸し与え、また尻労、岩屋両村にユサハカから赤坂川までのフノリの摘み取りを認めていた。ところが尻労、岩屋両村は約束事を守らず、越境して漁業を行うことがあるので、そのたびに紛争が発生していたのである。例えば慶応2年には尻屋村は老名三右衛門と肝入小兵衛の名前で御国産御会所に事情説明を行っている。こうした尻屋への入漁については、見返りもあった。それは薪炭の採取である。尻屋村が全くの漁村であるのに対し、尻労、岩屋両村には山林があり、尻屋村住民が薪炭を採取することを認めていた。こうした見返りがありながらも、尻屋村では漁業権益を守ろうとする意識が強く、紛争は繰り返されていく。

青森県発足時において下北は青森県第六大区に入った。青森県第六大区は管下の村々での入会漁業を認めたが、尻屋村の有力漁民であった鉄砲金右衛門は尻屋村に有利な決定を出してもらおうと、官吏に賄賂を贈った。そのことが発覚し、鉄砲金右衛門は懲役50日と贖罪金3円75銭を課された。なお、この時期に尻屋村の百姓惣代寺道吉太郎と組頭代三国松兵衛は明治6年に青森県知事那須均あてに、境界の問い合わせに対する回答を送っている。その一節は以下のようになっている。

当年四月戸長衆方御達ニハ従前因習ノ束縛ハ御廃止ニ相成海面之義ハ其浜邊田畑共相心得渡世業ニ付従前之通境界を相定漁業之儀ハ尻労村、岩屋村、尻屋村三ヶ村入会漁事可致旨御達被

図3 尻屋、岩屋、尻労関係地図



(出典) 国土地理院地図、「尻屋」より。

仰付奉長候得共委細御見聞被下候通尻労、岩屋両村ハ耕作畑地山林良材有之私共村ニ於而ハ出崎ニ而風烈敷両村豊熟之年柄も不熟勝ニ而平年雜穀ハ勿論薪炭迄も相調磯辺而已を以渡世相続罷在候得共三ヶ村ニ不限国々ニも其物産之多少ニ寄り自然肥瘦仕候儀ハ不得止事当然ト奉存候得共尻屋村三十戸之処ニ而取尽シ兼候海岸立合拒ミ候義ニ於而ハ乍恐全国之御益ヲ失ヒ候ニ至リ奉恐入候得共・・・白干鮑漁業之儀入込被仰付候而ハ三十戸ノ村民路道ニ相迷候外無御座・・・御仁恤海岸境界従前之通御仕分被仰付下置度⁽³²⁾・・・

これは、尻屋村の百姓惣代と組頭代の署名で青森県知事の問い合わせに答えた文章であり、青森県発足時には村の代表者が漁村の利害を代表し、新たな行政の担い手である県に訴えている様子がわかる。

明治初年の地租改正や海面官有宣言に伴う漁場借区につき、尻屋村村民はそのたびごとに反応し、権利を主張した。こうした利害の主張は尻労、岩屋両村も同じであった。その一応の結論は先に見た『青森県水産誌』の記載のとおりであり、明治9年からそれぞれの主張が激しくなり、明治11年に一応の結論を見た。しかし、その後も紛争は続いたのである。この経過を見ておこう。まず地租改正時点では青森県の調停により、以下ようになった。

御請

今般地租御改正ニ付尻屋村尻労村境界不分明之儀御仕分奉願候所秋山権少属殿御出張実地御検査ノ上熟談被申付陸地ハ字カト石海岸ハヒカダマ崎両村境界ニ確定熟談仕双方永世異論申間敷旨申上候所御聞届之趣奉敬承候右御請申上候以上

青森県下第六大区二小区

陸奥国下北郡尻労村

総代 橋本平十郎 印

明治八年五月二十七日 同尻屋村

同 寺道吉太郎 印

同尻労村

村用係 堀勘左衛門 印

同尻屋村

村用係 三上末吉 印⁽³³⁾

地租御改正御係御中

これは尻屋村と尻労村の関係であり、岩屋村と尻屋村の関係は別に定められねばならなかった。こうした事態のなかで海面官有宣言が出され、青森県は以下の布告を出した。

第百九拾五号

従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノタメ所用致居候者モ有之候処右ハ固ヨリ官有ニシテ本年二月第二拾三号布告以後ハ所用ノ権無之候条従前ノ通所用致度者ハ前布告但書ニ準シ借用ノ儀其官庁ヘ可願出此旨布告候事

明治八年十二月十九日

太政大臣 三條実美⁽³⁴⁾

これに対し、尻屋村ほかの漁民たちは直ちに借用願を提出した⁽³⁵⁾。こうした政策的な転換があっても、紛争の内容は変わらず、県も混乱した。その一例は以下の達に見られる。

番外

第六大区正副戸長

其大区二小区岩屋、尻労、尻屋三ヶ村漁場拝借之義ニ付本月七日付当県番外ヲ以達シ置候所調査之都合も有之右ハ取消シ候条追テ境界取究メ相達シ候迄暫ク双方立入間敷候様夫々へ屹度可致通達此旨相達候事

明治十年七月二十六日

青森県知事山田秀典⁽³⁶⁾

これは、県知事が尻屋、岩屋、尻労の3村に、境界地域に立ち入るなど指示した文書である。その後、尻屋、尻労両村の境界については明治9年の決定に従うよう知事の達が出されたが、尻屋、岩屋両村の境界は未定とされ、両村話し合いの上、明治11年に一応の決着を見た。その結果が成田邦彦編『青森県水産誌』の記載に現れているのであり、先に見たとおりである。しかし、一応の決着の後、明治15年に再度県が事情聴取を行ったが、その際、尻屋村では村民が県との交渉に関する委任状を作り、村民が署名している。

2) 漁業法制定時の漁場紛争とその決着

漁業法が制定され明治35年から実施されるにあたり、尻屋の漁民は権益を擁護する活動を展開するために連判状を作成した。その文面は以下のものであった。

連判状

本年七月一日漁業法実施セラレ候以来吾々漁業者地先水面之専用ニ入会ニ入漁ニ関係スヘキ漁業権取得方法ニ対シ隣村尻労ト従来保置シ来リタル定約書中ニ基キ紛議ヲ生ス漁業権取得上ノ争論ヲ起訴シタル場合ニ於テハ左ノ条件ヲ確守スベキ事

一尻労ト争論事件及争論事件ノ研究並ニ争論事件ノ探偵ニ関スル費用一切ハ吾々漁業者ニ於テ平當負担スヘキコト

一前項ニ関係スル協議事項ノ大小ヲ問ハス口外致間敷事・・・

尻屋漁業者

明治参拾五年十一月六日

濱端源三 印⁽³⁷⁾

他 32 名略

こうして村落内の漁業者の意志を固め、尻労村との争論に備えていた。また、明治36年には、尻労の漁民9名を尻屋の人民惣代三国吉蔵の名前で告訴した。告訴の理由は、尻労の漁民が入会の約束に従わず、尻屋側に連絡せずに漁業を行い、磯ものを採取したというものであった⁽³⁸⁾。こうした対立がありながら、漁業法成立後、漁業権が確定し、対立が緩和する側面があった。明治43年に、尻屋漁業組合と岩屋漁業組合は共同専用漁業権に関して協定を結んだ。それは次のものである。

尻屋漁業組合及岩屋漁業組合内字往来同組合員ノ漁業ノ方法ニ関スル協定書

尻屋漁業組合同規約附則第参拾壹条岩屋漁業組合同規約附則第参拾壹条ノ慣行ニ依ル専用漁業権中共同専用漁業権ニ依ル漁業ノ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

第壹条 尻屋漁業組合同規約第 条第 項岩屋漁業組合同規約第貳拾六条第(に)号慣行ニ依ル専用漁業権中共同専用漁業権ニ因ル水面漁業権中(尻屋漁業組合同規約第 条第 項(空欄ママ)岩屋漁業組合同規約第貳拾六条第(に)号)尻屋字物見崎(明治参拾六年六月専用漁業免許願書ニ添付ノ漁場図(地先千五百間ニ制限セラル)掲記セル境界線ノ通り)ヨリ尻屋岩屋界字赤坂川尻字尻岩(明治参拾六年六月専用漁業免許願書ニ添付ノ漁場図(地先千五百間ニ制限セラル)掲記セル境界線ノ通り)迄ノ漁場ニ於テ鮑漁業ノ期節ヲ毎年拾壹月壹日ヨリ翌年参月拾日迄トス⁽³⁹⁾

(以下略)

漁業法制定は漁場を漁業権として確定したので、紛争の形態も変化せざるを得ず、磯物採捕の漁場への入会は、共同専用漁業権となり、該当する漁業組合は協定を結ばざるをえなかったといえる。そしてまた、従来、人民惣代などの住民代表が担っていた集落の利害は、漁業組合が担うことになった。これまでの下北に存在した漁業組合である東北外海漁業組合は個々の集落の利害を反映する組織としては管轄地域が広すぎたといえる。なお、協定にはアワビの採捕を行う期間が明示されており、毎年11月1日から翌年3月10日までとし、禁漁期間のうち、8月1日から10月30日までは青森県漁業取締規則に従った禁漁期間であるとしている。また、協定の第2条には、アワビの採捕を開始する11月1日以後の開始日は、二つの漁業組合が相談して決めるとしている。なお、採捕期間内にも禁漁日が設けられており、それは表6のようになっている。

このような協約は尻屋と尻労の間でも締結されたものと考えられる。そのことは、山林に関する次の記載から知られる。

青森大林区署ニ於テ国有林野ノ内不要存置公売処分方ニ付明治四十年技手工藤末太郎雇員千葉県某両氏ヲ下北郡ニ派遣シ林野実地踏査セシメタル当時別紙絵図面ハ地元大字尻労ノ立会ヲ得実測セラレ其製図ヲ謄写セシモノニシテ過ル三十五年漁業法施行ノ際ニ方リ尻屋尻労両大字ノ協約成立ニ係リタル尻屋へ割譲ノ区分ニ朱線（第弍号地）ヲ画シ将来ノ参照ニ保存ス⁽⁴⁰⁾
（付記略）

尻屋は、尻労、岩屋と漁場のみならず山林も境界を接しており、漁業法の施行時点で山林の境界も変更があったことがわかるが、上に示したとおり、それを証明する文書中に尻屋と尻労の漁業法施行に係わる協約があったことが記されている。

ところで、尻屋を含む下北には豊かな山林があるが、国有林が多く、国有林の払い下げや官有地の借用問題も起こっていた。尻屋は岩屋に所在する官林からの薪材払い下げを明治初年から出し続けている。また明治22年に尻屋総代人の濱端源三は二人の保証人とともに、青森県知事宛に官有地の借用を願い出て許可されている⁽⁴¹⁾。漁業法施行直後の明治36年10月12日には尻労の山林の一部が尻屋に譲渡されている⁽⁴²⁾。贈与者は川端市松以下の尻労住民であり、受贈者は三国吉蔵以下の尻屋住民であった⁽⁴³⁾。

同じく漁業法施行時に、尻屋の住民は尻屋村立尋常小学校の基本財産へ寄付をすることを決め、規約を作ったが、それによれば寄付はフノリの売却代金をあてることにした⁽⁴⁴⁾。またそのフノリは、「当大字海岸字イモノ砂鉢」⁽⁴⁵⁾で採取するとし、明治37年から39年まで投石をしてフノリを養殖して採取するとし、従来生育しているフノリは明治37年から採取するとしている。なお、この規約には賛成する地域住民の署名と押印がある。署名者数は31名である。

尻屋の例を見ると、漁業法の施行は漁場紛争の決着に大きな影響を与え、同じく境界を接する山林の移動も引き起こし、また小学校への寄付という漁業による利益を公共的な目的に使用することについても配慮がなされていたことが知られる。

表6 尻屋、岩屋両漁業組合、アワビ規制（禁漁日）

項目	期間
禁漁期（繁殖のため）	3月11日～7月31日
尻屋、岩屋氏神祭典	各2日
四方拝	3日
紀元節	1日
天長節	1日
冠婚	3日
葬祭	3日
一方の組合の要求を容認したとき	容認された期間

（出典）尻屋漁業組合及岩屋漁業組合の協定書
注1）明治43年3月2日締結

3) 昭和期の協定と契約証

昭和期に入り、尻屋と尻労、岩屋の各漁業組合は協定を結び、相互の入漁を認めるようになった。まず、昭和3年1月29日の尻屋・尻労漁業組合協定書は次のようになっている。

協定書

尻屋漁業組合及尻労漁業組合共同ノ漁業権行使方法ハ従来ノ慣行ニ基キ左ノ通り協定シ本証式通ヲ作成シ各壺通ヲ分有スルモノトス

第一条 鮑突漁業ニアリテハ最初着業ノ日限ヲ定ムル為メ相互代表者ハ尻屋組合ニ会合シテ両組合故障無キ日限ヲ協定スルコト

第二条 前項ノ日限ニ至リテ両組合ニ於テ更ニ支障ヲ生シタル場合ハ互ニ通告シテ其日限ヲ変更スルコトヲ得⁽⁴⁶⁾

(以下略)

この協定は全12条からなり、第1条から第5条までがアワビに関する事項であり、第6条はツノマタ、フノリ、ギンナンソウ、テングサについて、アワビに準じ、代表者が協議することとしている。第7条から第11条はコンブについての規程である。コンブについても採取場所や陸揚げの場所等を詳細に規定している。なお、コンブは昭和5年の北海道駒ヶ岳噴火の影響を受け、以後、収穫が激減した⁽⁴⁷⁾。なお、この協定の署名者は、尻屋漁業組合理事住吉與太、尻労漁業組合理事坂本豊治、立会人東通村長山本雄太郎の3名であった。なお、この時期の尻屋については実態調査があり、漁業の共同性は維持されていた⁽⁴⁸⁾。

尻屋、及びその近辺の漁業集落では、磯もの採取以外の漁業が盛んになり、それら全体の相互入漁が問題になり、漁業権の変更と新たな協定の締結が必要になってきた。また、昭和8年の漁業法の改正以後、漁業組合は漁業協同組合に改組された。昭和13年7月9日に無限責任尻屋漁業協同組合と無限責任尻労漁業協同組合の間で契約書が交わされた。それは以下のものである。

契約書

漁業ノ健全ナル発達ヲ期センガ為今般無限責任尻屋漁業協同組合ヲ甲トシ無限責任尻労漁業協同組合ヲ乙トシ甲乙両者間ニ於テ左記条項記載ノ事項ヲ遵守スベキコトヲ約ス

一乙ハ今回甲ノ提出ニ係ル専用漁業権変更願ヲ認メ甲ノ其出願ニ対シテ許可ヲ受クルト同時ニ爾後其ノ許可ヲ得タル漁業ニ付左記範囲ニ於テ乙所属組合員ノ入漁ヲ認ムルモノトス⁽⁴⁹⁾

(以下略)

二つの漁業協同組合は契約を結び、専用漁業権の変更願を出すと同時に、相互の入漁を認めた。この契約書と同文で、尻労漁業協同組合を甲とし、尻屋漁業協同組合を乙とする尻労漁業協同組合の漁業権変更願に関する契約書が二つの組合で交わされた。その契約書の条文は上記のものとはほぼ同じである。そして二つの契約書には互いに組合員が入漁できる漁業の種類が列挙してある。それらをまとめると表7のようになる。

これらは、漁業の発展に伴う漁業権の変更願に拘わる契約の締結であり、尻屋と尻労という隣接する漁業集落の共存の模索である⁽⁵⁰⁾。なお、尻屋と岩屋でも同様の契約書が交わされている。岩屋の組合員が尻屋に入漁できる漁業の種類は表8のとおりであった。

表7 尻屋、尻労漁業組合入漁漁業種類

漁業種類	所属組合
イワシ流網	尻労
ヒラメ延縄	尻労
カスベ延縄	尻労
ヒラメテンテン釣	尻労
カレイ一本釣	尻労
アブラメテンテン釣	尻労
マス曳縄	尻労
イワシ流網	尻屋
ヒラメ延縄	尻屋
タラ延縄	尻屋
カスベ延縄	尻屋
マス曳縄	尻屋
カレイテンテン釣	尻屋
アブラメテンテン釣	尻屋

(出典) 尻屋漁業組合及尻労漁業組合の協定書

注1) 昭和13年7月9日締結

表8 尻屋、岩屋漁業組合入漁漁業種類

漁業種類	所属組合
磯刺網	岩屋
タナゴ狩刺網	岩屋
タナゴ船曳網	岩屋
カレイ手網	岩屋
イワシ流網	岩屋
ヒラメ延縄	岩屋
カスベ延縄	岩屋
カレイテンテン釣	岩屋
タコ空釣縄	岩屋
イラコ空釣縄	岩屋

(出典) 尻屋漁業組合及岩屋漁業組合の協定書

注1) 昭和13年7月9日締結

4. むすび

近代の尻屋については民俗学などで研究が盛んであったが、漁業慣行に関する誤解もあり、漁業の観点からの研究が求められていた。尻屋は隣接する尻労、岩屋と比べて、耕地や山林も少なく、漁業のみで生活する集落であった。このため、漁業上の権益に執着し、紛争も多かった。しかし、その漁業は近代漁業の一定の展開も見られ、原始的というものではなかった。

漁場紛争の展開を振り返れば、地域の漁業をめぐる制度的な変遷に影響されるところが大きく、制度上の転換が起こるたびに集落として迅速に対応し、自己の権益を主張した。即ち、集落管内にある隣接集落の入会地を自らのものとしたという主張である。尻屋にとって漁業の利害は山林の利害とともに、集落全体の問題であった。このため、集落をあげて隣接する集落との紛争に対応した。旧藩時には盛岡南部藩に漁場取り戻しを訴えていたが、青森県の支配下に入ると、地租改正や海面官有宣言の時期など、制度変革が行われるたびに集落をあげて権益を擁護すべく主張を繰り返した。その訴えの相手は青森県であった。漁業組合組織である東北外海漁業組合は、漁業権の新たな申請に影響力を行使したが、集落間の漁場紛争には係わった形跡がない。

漁業法の制定と施行は漁場紛争に大きな影響を与えた。漁業権の確定は紛争での主張を固定化するものであり、入会権も共同専用漁業権に含まれ、紛争は決着せざるを得なかった。尻屋にとっては漁業の権益は集落全体の利害であったのだが、山林の利害も合わせて変化したことが注目される。漁業法の施行以後は集落の漁業に関する利害の代弁者は漁業組合になった。この点は尻屋をカバーしていた漁業組合準則に基づく、漁業法成立以前の漁業組合が郡レベルの広域的な漁業組合であったことが影響している。

昭和期に入ると、新たな漁業も起こり、また漁業法の改正により漁業組合の組織変更もなされ、漁業権の変更願が出されるにいたる。これに合わせて組織変更後の漁業協同組合同士による相互の入漁に関する協定が結ばれ、隣接する漁業集落間の新たな協力関係構築が模索されていく。

注

- (1) 『農林水産省百年史』は、維新期の漁民間の対立・紛争を分類した上で、それらは府県の調整や裁判で処理されたという。『農林水産省百年史』編纂委員会編『農林水産省百年史』1979年、478～484頁。紛争の分類は、①旧来の漁場占用利用権者層同志の地域対立、②地先漁場の利用をめぐる権利を持つ村と持たない村の対立、③これまで漁場の利用権を持たなかった階層と持っている階層との対立、④漁村内の漁場利用に関する対立、⑤後進地域の特異例であるとしている。この分類は地域の評価と密接なものであり、それらについては異論もある。
- (2) 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶の水書房、1962年
- (3) 前掲『農林水産省百年史』501頁。
- (4) 青塚繁志『日本漁業法史』北斗書房、2000年、395～399頁。
- (5) 全国的な動向については、二野瓶前掲『漁業構造の史的展開』、荒居英次『近世漁村史の研究』新生社、1967年、後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、2002年所収諸論考等参照。また、特に本稿で問題とする尻屋が属した南部藩について、岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程—商品経済の進展と村落共同体—』御茶の水書房、1977年（なお、同書は1970年に塙書房から刊行されているが、副題が「商品経済の進展と村落」となっている）、岩手県編『岩手県漁業史』同、1984年、細井計『近世の漁村と海産物流通』河出書房新社、1994年、高橋美貴『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂、1995年参照。なお、これらの研究は漁業史の分野に属するが、日本の農漁村の共同性の研究は以下に示すように漁業史分野に限られない。
- (6) 遠藤匡俊「牡鹿半島における漁村社会—近世の漁業紛争を中心に—」渡辺信夫編『宮城の研究4近世編II』清文堂、1983年所収。
- (7) 潮見俊隆『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店、1954年、秋山博一「明治漁業法の研究」『漁業経済研究』8-3、1960年所収等参照。
- (8) 小岩信竹「近代における漁業組合の諸相—青森県の事例—」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』2、2011年所収。
- (9) 研究史については、小熊健・小池淳一「地域研究の対象としての「尻屋」研究史—民俗学および隣接諸科学の調査研究の軌跡—」『青森県史研究』7、2002年所収。初発時点での先行研究の多くは尻屋の共同体的性質を「原始共産制村落」と評価した。しかし、その根拠は、尻屋の漁業慣行や漁獲物の分配慣行を社会の後進性と誤解したものであり、今日では再評価が必要である。例えば、先駆的な研究の一つである田村浩『農漁村共産体の研究』泰文館、1931年によれば、尻屋漁業組合が持っていた地先水面の漁業権（専用漁業権）が地域住民によって共有されていることや、コンブの採集や分配が平等であることなどが、尻屋が原始的な点だとされている。しかし、これらは、通常の漁村であればありふれた慣行である。明治漁業法に基づく専用漁業権の性質や、尻屋におけるコンブ漁業のあり方が、なぜ田村の目に原始的に映ったのか、疑問なほどである。田村と同様な観点は、他の尻屋調査者にも見受けられる。田村の研究とほぼ同時に出された熊谷正男「日本の共産村落—青森県東通村の郷土的研究—」『郷土』1931年6月号所収も、海産物の共同採取や共同配分が尻屋の村落としての原始性の根拠としている。なお、熊谷は共有林の利用の共同性も尻屋の原始性の一因としている。しかし、その後の研究によって、これらは原始的なのではなく、近世以来の漁業や林業のあり方の特徴であることが知られるようになった。第二次世界大戦後の研究としては、九学会連合下北調査委員会編『下北：自然・文化・社会』平凡社、1967年、小沼勇「青森県漁業の構造」農業総合研究所積雪支所『青森県農業の発展過程』同、1954年所収等がある。なお、同稿は青森県漁業全体を通観しているが、青森県内の各地を地域の構造によって区分し、尻屋を青森県内各地と対比して論じている。同稿では尻屋は半島地帯に位置づけられている。半島とは下北半島と津軽半島である。半島地帯以外には、内湾地帯、太平洋地帯、日本海地帯、八戸地帯があるとされる。八戸は青森県内では突出した発展を示しているのも一つの地帯とされているが、それ以外は沿岸漁業の条件とそこでの技術を媒介とした漁業における資本主義の発展、及び漁民層の分解によって地帯区分したとされる。同、662頁。また、近年の尻屋漁業については、林研三「漁業慣行と漁業協同組合—下北・東通村の事例報告と若干の考察—」『札幌法学』21-1、2009年所収ほか、林氏の一連の論考がある。
- (10) 小熊・小池前掲稿。
- (11) 同前。
- (12) 学会連合下北調査委員会編前掲書等参照。
- (13) 同前。
- (14) 林前掲稿。
- (15) 『尻屋漁業協同組合文書』は、神奈川大学日本常民文化研究所、及び中央水産研究所にコピーが存在する資料である。これは尻屋漁業協同組合が所蔵していた文書を書き写したものである。この文書は、小沼勇氏が1952年に採訪したものであり、所在する資料は同年に坪井鹿次郎氏が筆写したものである。この文書の原文書は、聞

き取りによれば現在散逸し、尻屋漁業協同組合には所在しないということである。従って、筆写資料が原文書に替わる重要文書であると言うことになる。なお、この文書は水産庁が漁業制度改革の資料として全国的に調査し、資料採訪を行ったものの一部である。日本常民文化研究所と漁業制度資料、及び漁業史研究との関わりについては、山口徹『近世海村の構造』吉川弘文館、1998年、あとがき参照。

- (16) 成田邦彦『青森県水産誌』内務省、1884年、91～92頁。振り仮名は省略した。以下同じ。
- (17) 同前、90～91頁。
- (18) 同前、92～93頁。
- (19) 東通村史編集委員会『東通村史歴史編Ⅰ』東通村、2001年、374頁。近世における南部藩領の漁業について、二野瓶前掲書、岩本由輝前掲書、高橋前掲書等参照。
- (20) 青森県におけるカツオ漁業の技術導入については、小岩信竹「近代のカツオ漁業後進地における技術普及と展開」『漁業経済研究』45、2000年所収参照。
- (21) 同前、85～87頁。
- (22) 同前によれば、佐渡のイカ釣り漁業指導教師は報告書を残しており、尻屋での指導についても記載している。
- (23) 同前。但し、1斤は600gである。なお、佐渡のイカ漁業技術の各地への伝習について、池田哲夫『近代の漁撈技術と民俗』吉川弘文館、2004年参照。
- (24) 「契約証」『尻屋漁業組合文書』所収、79～81頁。
- (25) 「漁船借受約定証」同前所収、82～83頁。
- (26) 「常置漁具使用漁業願」同前所収、97頁。
- (27) 同前。
- (28) 「題欠」書簡、同前所収、84～85頁。
- (29) 「契約証」同前所収、242～243頁。
- (30) 「契約証」同前所収、98～99頁。
- (31) 「凶作救済資金借用証」同前所収、463～465頁。
- (32) 「漁場境界論 御本県御沙汰書」同前所収、42～44頁。
- (33) 「御請」同前所収、58～59頁。
- (34) 「漁場借受ケニ付証書」同前所収、247頁。
- (35) 同前資料集に以下の「漁区拝借願」と題する文章がある。「漁区拝借願 明治八年太政官第二十三号並第百九十五号ヲ以御布告相成候ニ付従来私共捕魚採藻致来朱筆「漁場」海面トモ更ニ固有ノ権無之候間朱筆「旧来ノ漁場更ニ借用願可差上之所権少属高橋官進殿御出張ニ相成御口達ニ者」魚藻之輕重ヲ酌量分割可致旨御達ニ御座候得共左候而者不一ト方困難之義ト存種々苦情申上候処右様彼は申上而者尻屋村漁場不殘御引上ニ相成隣村ハ勿論何者ニ而茂望之者江入札ニ相成候間左ニ而茂苦情ナキヤト嚴重之御口達ニ付元方文旨之私共只領権威ニ畏縮朱筆「罷有候所」隣村熟議之約定書交換朱筆「可仕旨大区々長方モ御説諭ニ付」仕候然ルニ右ハ全熟議ト申訳ニ者無之先々申上候通高橋殿嚴達シ不得止為取替約定書江捺印仕候得共右約定書ヲ破棄シ更ニ赤坂川ヲ界トシテ従来之通磯漁業仕度尤税金之儀ハ御規則之通上納可仕候間左茂無之候而者当村活計ヲ失ヒ而已ナラス両村之混雜絶ル時ナク実ニ恐縮之至奉存候間前書之事情深ク御觀察之上御聞届被成下度此段奉願候以上 明治九年十二月三日」この文書は下書きであろうが、ここでも隣村との境界争いについての県の調停を破棄したいとの考えが現れている。同前所収、63～64頁。
- (36) 「番外」同前所収、203頁。
- (37) 「連判状」同前所収、92～93頁。
- (38) 「告訴」同前所収、226頁。
- (39) 「尻屋漁業組合及岩屋漁業組合内字往来同組合員ノ漁業ノ方法ニ関スル協定書」同前所収、230～231頁。協定中の空欄は原文のままである。
- (40) 「題欠」同前所収、442頁。
- (41) 「官有地拝借願」同前所収、374～379頁。なお、この官有地は原野であった。
- (42) 「土地所有権ノ一部贈与ニ付登記申請」同前所収、409～412頁。
- (43) 同前。
- (44) 「村立小学校基本財産へ寄付スヘキ資金集収(ママ)ニ関スル規約」同前所収、399～405頁。
- (45) 同規約第二条に次の記載がある。「共同寄付金ハ海蘿売却代金ヲ以テ之ニ充ツ其養殖及採取方法ハ左之如シ」同前所収、399頁。
- (46) 「尻屋 尻屋漁業組合協定書」同前所収、142～143頁。
- (47) 小沼前掲稿参照。
- (48) 堀経夫・荻山健吉・横山武夫『青森県尻屋部落経済制度一般』齊藤報恩会学術研究総務部、1931年、37頁等。
- (49) 「契約書」前掲、『尻屋漁業組合文書』150～151頁。

(50) 尻労については、田中館秀二・山口弥一郎『東北地方の経済地理研究』古今書院、1953年に調査結果が掲載されている。また、同書には尻労から見た漁場紛争の記載もある。なお、同書は尻労、尻屋、岩屋を共産村落であるとしているが、その根拠は田村前掲書等と同じである。177～183頁。

参考文献

- 青森県『青森県水産史』同、1989年。
青森県史編さん近現代部会編『青森県史資料編近現代1近代成立期の青森県』2002年。
青塚繁志『日本漁業法史』北斗書房、2000年。
秋山博一「明治漁業法の研究」『漁業経済研究』8-3、1960年所収。
荒居英次『近世漁村史の研究』新生社、1967年。
遠藤匡俊「牡鹿半島における漁村社会—近世の漁業紛争を中心に—」渡辺信夫編『宮城の研究4近世編II』清文堂、1983年所収。
後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、2002年。
林研三「漁業慣行と漁業協同組合—下北・東通村の事例報告と若干の考察—」『札幌法学』21-1、2009年所収。
林研三「漁業集落における〈個と共同性〉(その1)—青森県下北郡東通村尻屋とその漁業慣行から—」『札幌法学』22-2、2011年所収。
林研三「漁業集落における〈個と共同性〉(その2・完)—青森県下北郡東通村尻屋とその漁業慣行の事例から—」『札幌法学』23-1、2011年所収。
東通村史編集委員会『東通村史歴史編I』東通村、2001年。
細井計『近世の漁村と海産物流通』河出書房新社、1994年。
堀経夫・萩山健吉・横山武夫『青森県尻屋部落経済制度一斑』齊藤報恩会学術研究総務部、1931年。
池田哲夫『近代の漁撈技術と民俗』吉川弘文館、2004年。
岩手県編『岩手県漁業史』同、1984年。
岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程—商品経済の進展と村落共同体—』御茶の水書房、1977年(塙書房、1970年)。
小熊健・小池淳一「地域研究の対象としての『尻屋』研究史—民俗学および隣接諸科学の調査研究の軌跡—」『青森県史研究』7、2002年所収。
小岩信竹「近代のカツオ漁業後進地における技術普及と展開」『漁業経済研究』45、2000年所収。
小岩信竹「近代における漁業組合の諸相—青森県の事例—」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』2、2011年所収。
小沼勇「青森県漁業の構造」農業総合研究所積雪支所『青森県農業の発展過程』同、1954年所収。
熊谷正男「日本の共産村落—青森県東通村の郷土的研究—」『郷土』1931年6月号所収。
九学会連合下北調査委員会編『下北：自然・文化・社会』平凡社、1967年。
成田邦彦『青森県水産誌』内務省、1884年。
二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶の水書房、1962年。
『農林水産省百年史』編纂委員会『農林水産省百年史』同刊行会、1979年。
笹沢魯洋『東通村誌』下北郷土会、1964年。
笹沢善八『東通村誌』下北新聞社、1936年。
尻屋漁業協同組合『尻屋漁業組合文書』(神奈川大学日本常民文化研究所所蔵、複製版)。
高橋美貴『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂、1995年。
田村浩『農漁村共産体の研究』泰文館、1931年。
田中館秀二・山口弥一郎『東北地方の経済地理研究』古今書院、1953年。
山口徹『近世海村の構造』吉川弘文館、1998年。
潮見俊隆『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店、1954年。